

平成24年第4回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成24年10月18日

平成24年第4回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年10月18日（木曜日） 午前10時46分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第57号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第58号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第59号 平成24年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	3番	前徹志君
4番	佐藤隆志君	5番	明石秀雄君
6番	樺山一君	7番	永岡良一君
8番	清水喜玖男君	9番	伊藤一弘君
10番	杉並廣規君	11番	琉理人君
12番	上木勲君	13番	美島盛秀君
14番	常隆之君		

1. 欠席議員（1名）

2番 福留達也君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 栴山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稲隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関政樹君）		

（午前）稲田大輝君・松岡由紀君・上木雄太君・喜村直喜君

△開 会（開議） 午前10時46分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成24年第4回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、前 徹志君、佐藤隆志君、予備署名議員として明石秀雄君、樺山 一君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

本臨時会は会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

△ 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○議長（常 隆之君）

日程第3 諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成24年第4回伊仙町議会臨時会に提案いたしました諮問第1号は、人権擁護委員の任期満了に伴い人権擁護委員第6条第3項の規定により提案し、意見を求めるものであります。

よろしくお願いたします。

○議長（常 隆之君）

お諮りします。

本件はお手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしましたとおり答申することに決定しました。

△ 日程第4 議案第57号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

△ 日程第5 議案第58号 平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

△ 日程第6 議案第59号 平成24年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

これから日程第4 議案第57号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）から日程第6 議案第59号、平成24年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第57号から議案第58号は、平成24年度伊仙町一般会計、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案いたしました。

また、議案第59号は、平成24年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案いたしております。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば許可します。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの議案第57号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算について補足説明をいたします。

平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額54億8,293万6,000円に歳入歳出それぞれ2億9,359万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億7,653万5,000円とするものでございます。

続きまして、地方債の補正についてご説明をいたします。

4ページをお開きください。

第2表地方債の補正、起債の目的、（1）過疎対策事業債、補正前の額2億9,340万円に対してまして補正後の額2億9,570万円。（6）災害復旧事業費、281万円に対しまして3,491万円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算、事項別明細書について説明をさせていただきます。

総括表の中から、歳入、地方交付税、補正前の額29億8,441万4,000円に対しまして補正額2,226万円、計30億667万4,000円とするものでございます。

13款国庫支出金5億7,669万2,000円に対しまして1億610万円を増額補正をし、6億8,279万2,000

円とするものでございます。

14款県支出金 4 億2,021万6,000円に対し550万円を増額補正をし、4 億2,571万6,000円とするものでございます。

17款繰入金 2 億919万4,000円に対しまして 1 億2,541万1,000円を増額補正をし、3 億3,460万5,000円とするものでございます。

19款諸収入6,522万9,000円から 7 万2,000円を減額補正をし、6,515万7,000円とするものでございます。

20款町債 6 億3,481万円に対しまして3,440万円を増額補正をし、6 億6,921万円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額54億8,293万6,000円に対しまして 2 億9,359万9,000円の補正をいたしまして57億7,653万5,000円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

1 款議会費9,026万3,000円に26万9,000円を増額補正をし、9,053万2,000円とするものでございます。

2 款総務費 7 億878万6,000円に726万4,000円を増額補正をし、7 億1,605万円とするものでございます。

3 款民生費12億6,812万9,000円に719万円を増額補正をし、12億7,531万9,000円とするものでございます。

4 款衛生費 4 億8,189万4,000円に1,262万8,000円を増額補正をし、4 億9,452万2,000円とするものでございます。

5 款農林水産業費 4 億2,064万円に 2 万7,000円を増額補正をし、4 億2,066万7,000円とするものでございます。

6 款商工費 2 億3,684万7,000円に100万円を増額補正をし、2 億3,784万7,000円とするものでございます。

7 款土木費 6 億8,612万9,000円に1,540万8,000円を増額補正をし、7 億153万7,000円とするものでございます。

8 款消防費 2 億2,041万4,000円に20万円を増額補正をし、2 億2,061万4,000円とするものでございます。

9 款教育費 3 億6,908万2,000円に585万2,000円を増額補正をし、3 億7,493万4,000円とするものでございます。

10款災害復旧費9,710万6,000円に 2 億4,376万1,000円を増額補正をし、3 億4,086万7,000円とするものでございます。

歳出合計、補正前の額54億8,293万6,000円に補正額 2 億9,359万9,000円を増額補正をし、57億

7,653万5,000円とするものでございます。

以上、総括的にご説明を申し上げます。あと、歳出についての詳しい説明につきましては各担当課長のほうからお願いをいたします。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、議案第58号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億5,238万6,000円に歳入歳出それぞれ171万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億5,409万6,000円とするものであります。

5ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

3款繰入金1項繰入金1目繰入金、補正前の額6,159万7,000円に171万円を増額補正し、6,330万7,000円とするものであります。これは、一般会計の4款衛生費からの繰入金でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額3,353万円に15万円を増額補正し、3,368万円とするものであります。これは、更生による還付金の増額でございます。

続きまして、1款水道事業費2項原水浄水費1目原水浄水費、補正前の額3,012万7,000円に43万1,000円を増額補正し、3,055万8,000円とするものであります。これは、面縄浄水場のポンプの交換費の増額でございます。

続きまして、1款水道事業費3項配水給水費1目配水給水費、補正前の額982万9,000円に112万9,000円を増額補正し、1,095万8,000円とするものであります。これは、量水器の取りかえ費及び購入費の増額でございます。

続きまして、議案第59号、平成24年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書の2ページをお開きください。

補正部分だけを説明させていただきます。下の段の資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

収入のほうからご説明いたします。

1款資本的収入2項補助金1目他会計出資金、既決予定額2,815万1,000円に補正予定額941万8,000円を増額補正し、3,756万9,000円とするものであります。これは、一般会計の4款衛生費からの繰入金でございます。

続きまして、支出についてご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費2目配水施設費、既決の予定額926万7,000円に補正予定額941万8,000円を増額補正し、1,868万5,000円とするものであります。これは、上水道地区、検福から阿権

の漏水修理並びに配水管の敷設替えと量水器の購入費及び取りかえ費でございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議の上採決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○耕地課長（上木義一君）

12ページをお開きください。

耕地課関係の補足説明をいたします。

10款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 1 目農林水産施設災害査定費、補正前の額5,349万3,000円に4,920万円を増額補正し、1億269万3,000円とするものであります。

7 節賃金800万、これは各現場等の伐採等、土砂除去他等の人夫賃金でございます。

11節需用費20万円、これは各現場等の行く雇用者で建設重機の借り上げした場合の返す場合の燃料代で計上しております。

13節委託料500万円、道路災害復旧 6 カ所、農地災害 2 カ所、計 8 カ所の委託、測量設計の委託費であります。

14節使用料及び賃借料1,700万円、これは各現場等の各種重機等がありますので、ダンプ等もろもろの借上料でございます。16節原材料費1,900万円、これも各現場の被災状況に合った生コン、コンクリートとかU型トラフ、これも各種類あります。コーラルリーフ、各碎石等で計上をしております。

続きまして、10款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 2 目農林水産施設災害復旧費、補正前の額1,017万2,000円に対しまして5,500万円を増額補正し、6,517万2,000円とするものであります。15節工事請負費5,500万円、道路災害箇所 9 カ所、農地債 5 カ所、計14カ所で予算計上しております。

以上で補足説明を終わります。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

続きまして、建設課関係の補正予算の補足説明をいたします。

11ページお願いします。

7 款土木費 4 項住宅費 1 目住宅管理費、補正前の4,106万8,000円に対しまして補正額1,540万8,000円を増額補正いたしまして、5,647万6,000円とするものであります。これは台風17号による災害で、災害棟数が34棟の46戸、東部地区が8棟、中部地区が14棟、西部地区が12棟の被害を受けました。そのうち、10万円以上の災害が8棟で17戸ありました。その他に今回の災害を受け大きな災害のために解体を余儀なくされているのが6棟、16戸あります。

支出の明細といたしましては、賃金で387万円、大工賃金であります。それと需用費が100万、役務費が320万、これは産業廃棄物の処理手数料です。あとは、使用料及び賃借料、これは重機借り上げ等であります。あと、原材料費326万円、これ材料費であります。

続きまして、13ページお願いします。

10款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設災害査定費、補正前の額に6,740

万円を増額補正いたしまして9,321万6,000円とするものであります。これは、17号台風による道路及び河川被害等の復旧に当たるものであります。全体で32地区、49カ所の災害がありまして、今回17号での災害査定審査に出す予定しているのが6カ所であります。倒木、がけ崩れ、のり面等の崩壊、あと路肩の崩壊、あと土砂の流出等の処理に充てます。賃金で1,040万円、需用費で、燃料費で20万円、役務費100万円、これは産業廃棄物の手数料であります。

続きまして、委託料が200万、これは災害申請に伴う測量設計の委託料であります。

使用料及び賃借料、これは重機借上料であります。2,855万円の原材料費が2,525万円でありませす。

続きまして、2目の道路河川等災害復旧費、これは災害査定後の工事請負費であります。

補正前の額に7,001万1,000円を増額補正いたしまして7,734万8,000円とするものであります。

これは、台風15号、17号の災害後の復旧工事請負費であります。

以上であります。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

教育委員会関係の補足説明をいたします。

12ページをお願いします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費11節需用費の燃料費19万8,000円の増額補正でございます。これは、教育委員会の総務課と企画課と学校用務員の燃料費でございます。

2項小学校費9目学校管理費7節賃金で、営繕賃金ですが、これ19万8,000円の増額補正です。

これは、面縄小学校と犬田布中学校の教員住宅の戸袋の修繕です。あと、糸木名小学校の鳥小屋の修繕のための賃金でございます。

次に、11節需用費の修繕費220万円についてご説明いたします。喜念小学校の渡り廊下の屋根の修繕と、あと面縄小学校の教員住宅の修繕、馬根小学校の渡り廊下の屋根の修繕、犬田布小学校の体育館の火災報知機の修理、あと糸木名小学校の体育館のサッシと雨漏りの修繕費でございます。

以上、5小学校の修繕費として220万円を計上いたしました。

あと、3項中学校費4目学校管理費11節需用費の修繕費280万円についてご説明いたします。

伊仙中学校の体育館の入り口のサッシの取りかえ工事です。あと、犬田布中学校の体育館のサッシと雨漏りの修繕と教員住宅の修繕です。面縄中学校の教室の床が雨漏りによりでこぼこの状態で修繕が必要です。

以上、3中学校の修繕費として280万円を計上いたしました。

次に、13ページをお願いします。

10款災害復旧費3項公立学校施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費15節工事請負費200万円についてご説明します。

これは、伊仙小学校の太陽光発電設備が台風17号により太陽光パネル9枚が破損をいたしました。今回、公立学校施設災害復旧費で改修工事を行います。工事請負費が200万円で、それに伴います設

計委託料が15万円でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから議案第57号について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

7ページ、款17の繰入金が1億2,541万1,000円繰り入れをされておりますけれども、11年度の決算を見ますと、奄美におきましては、実質単年度収支は奄美で5団体が赤字のような状況です。

そこで見ますと、積立金の残高が多いのは奄美市が64億円、喜界は22億円。

一方、我が町を見ますと、瀬戸内町が5億3,900万円、伊仙町が6億3,100万円ですが、1億2,541万1,000円を引きますと3億4,876万9,000円になるわけですが、町の財政の状況について町長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

今回、台風17号に関しまして、今ご指摘のと通りの繰り入れをいたしました。

郡内においても非常に厳しいこの積み立ての状況にありますけれども。今後は、この町の基金をいかにして増やしていくかということで、次年度以降は最大限の努力は最優先に行っていくつもりでございます。

また、来年、台風等がありましたらさらに厳しい状況になりますので、今後災害対策も含めてまたいろんな緊急時の予算執行のためにも、安定した基金体制を今後は重点的に行っていかなければならないと思っています。

○10番（杉並廣規君）

奄美におきましても伊仙町が最下位です、積立金の少ないのは。

そこで、財政計画はどのようになっているのか、進んでおるのかどうか。お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

現在のところ、伊仙町の実質公債費比率は13%台で、郡内においては現時点では優良自治体でございます。今後、ほーらい館の起債そして徳之島ダムの起債の一括返済等、また学校校舎等の返済等を考慮しながら財政計画はきちっと今立てている状況でありますので。

以前から申し上げているとおり、平成27年、28年度がこの返済のピークに達します。

それ以後はまた年次的に改善していくことになっておりますので、この二、三年、先ほど申し上げたように基金をなるべく取り崩さないような状況で乗り越えていかなければならないと思っております。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ、財政計画等つくって、前に財政計画はつくるということで答弁を持って帰っておりますので、ぜひ最善の努力をしていただきたいし。減債基金についても、奄美においては下から2番目ぐ

らいですか、ないようですので、財政をしっかり持って、今後の災害等に対応していただきたいと思います。

次に、9ページの15地域振興推進事業費、新規事業の500万円ですが、これの分の内容について詳しい説明を求めます。

○企画課長（牧 徳久君）

地域振興推進事業についてご説明を申し上げます。

この事業については大島支庁管内の事業でございまして、県の2分の1補助事業でございます。今般、新事業を含めて目手久のほうに地域情報発信施設を整備したところでございますが。

この中に、備品とか看板類、映像資料、こういったのがその事業でできなかった関係上、この地域振興推進事業をしましたところ、先般この予算が確定したということでもありますので、提案してございますが。

中身についてであります。まず委託料の看板設置委託料でございますが、これについては案内看板、今県道沿いに小さい看板がございまして、これの名前が東目手久、旧闘牛場になっております関係上、これの交換と、あと中のほうに駐車場部分がございまして、この中に大型看板を1基設置するというところで100万円予定しております。

それに、展示資料製作委託料でございますが、これについては資料展示施設が設けてございますので、この中身についても今般のこの事業で整備するというところでございまして、パネル製作、伝統文化の徳之島全島における伝統文化のパネル、これを約120万円ほど予定しております。

あと、映像資料の製作費一式であります。これは徳之島の今パネルと同じように動画で、これが突然訪れた場合、闘牛も含めてですけど、この資料室の壁に動画でこれを見られるように映像資料一式を編集するということになっております。これについて240万円計上しております。

あと、備品関係ですが、事務机、椅子1セット、あと収納ラック、会議用テーブル4脚、折りたたみ椅子10脚が40万円ということになっております。

以上でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○10番（杉並廣規君）

展示資料を作成というのは動画ということですが、動画以外に展示するのはあるのかなのか。その他のものも準備ができていないのか。お尋ねします。

○企画課長（牧 徳久君）

この動画というふうに先ほども申し上げましたが、パネル、伝統文化の写真、パネル化してこれを壁にずっと展示するというところで120万円ほど今回計上してございます。

○10番（杉並廣規君）

その他に、これには載っていないんですが、カーブミラー、総務課の担当だと思んですが。

各集落あちこちに倒れてそのままになっていたり、折れてそのままになって、非常に見苦しい。

この対策はどうするのかお尋ねをして、終わります。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの杉並議員のご質問にお答えをいたします。

15、16、17と台風が襲来いたしまして、各道路、集落内のカーブミラー等については破損が大変目立つところがございます。以前、補正を設けまして、その事業については設置事業、補修等については予算化されております。災害等で大変手いっぱいですしているところですが、調査をいたしまして補修をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

7ページをお願いします。

地方交付税30億667万4,000円が計上されておりますが、今30億というこの金額は今年度の交付税の何%に当たるのか。お尋ねします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

普通交付税に関しては、もうこれで100%充当していただいております。特別交付税は今後また数値が確定していませんので、現在1億円充当してございます。

以上でございます。

○5番（明石秀雄君）

一般的に言われている交付税、いわゆる100%、今10月です。今後、補正が出てくれば恐らく財政に赤字を出さなきゃならない結果だろうと。当初予算の編成のときでも私は弾力性を持った財政運営をなさ、予算編成をなさということで質問してあると思いますが、もう既に100%行った。すなわち去年の、23年度の実績からしますと、去年の実績が30億6,171万8,000円です。

そうすると、あと5,500万、もしかしたら去年並みに交付税が来たとして5,000万何か余裕があるようですが。

今の答弁では100%という答弁であります。これではあとそれだけ、5カ月、1年間のうちの半分を過ぎたところでもう既に100%です。これで本当にやっていけるのか。日ごろから健全財政云々と言っているのは、議会でも提言をしたりやってきて、これから何が起こるか分からない。

これでやっていきますか、お伺いします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今回の場合はどうしても災害ということで、皆さんに要望を一応組み入れて、基金等を繰り入れ、予算を組んであります。今後、1円でも削減、節約していただき、また、あと、今後の補正の場合は必ず組み替え等を前提としてお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

もちろん、前回の議会でも、健全財政、財政計画をして出しなさい、出してくださいということをお願いもしてあります。しかし、一向にそれもしない、いわばその場その場、聞いたらそのまま、聞き流してあります。計画的な財政運営ができていれば、こういうことにはならないわけです。もう少し、歳入歳出については注意をして健全な財政運営をしていただきたい。

そこで、後から来る補正のところに来るわけですが、今、補正については、今後は組み替えを原則とするということでありましてけれども、必ずしも組み替えでできるものとできないものがあるわけですね。これはなぜこういうふうになったのかと。

やはり、大型の公共工事の連続だからだと、私はあえて申します。1年遅らせることによって、こういったことが生じなくなる可能性だってあるわけですね。ぜひ、今後、真剣に、行う事業等多々あると思いますが、よく検討をして財政と相談をしてから行うべきと思いますが、いかがですか。お伺いします。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまのご指摘のとおり大型公共事業等を導入して基金等についても財源がございません。

あと、その新規事業につきましてという形でございます。今後、こういった事業につきましては検討を重ね、本当に調整があるのかどうかという形と、そこについては担当課と財務と検討しながら実施をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（明石秀雄君）

ぜひ、早急に財政計画を策定して次の議会に出してください。でないと、25年度の予算審議にも大変重要になってきます。これを踏まえた予算設定も計画もしていただきたいと強く要望しておきます。

それから、もう今の財政の問題について、やはり節約をしたり事業の縮小をしたりしていかないととちませんので、あえて申し上げますが。

19ページです。一番下、民生費のところ。

特別養護老人ホーム発電機設置補助、こういったものは今特老のほうは施設も全て社会福祉協議会で運営また老人ホームその運営もしておりますので、直接で県、国に補助事業などの申請はできないものだろうか。町がそれを必ずしも面倒見なきゃならないのか。お伺いをします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

お答えします。

民生費の特別養護老人ホーム仙寿の里でございますけれども、この発電機については台風15号によりますエンジンの焼きつけということで、仙寿の里のほうでも検討をする段階がありましたけれども、今年の収支状況を見ると厳しいものがありまして、とてもじゃないけど仙寿の里のほうでの設置というのは難しさがありました。

この中で、県のほうともその流れ上、補助がいただけないかなというのを模索しておりましたけ

れどもなかなかそういった事業が見当たらずに、それと町の考え方としては、今度の15号から21号までの台風の中で、避難を、要援護者の避難という立場上、町が無理を言いましたのもありまして、早急に設置が必要ということになりましたので。今回については、総事業が600万ですけれども、極力もたせたいんですけど、仙寿の里としても体力がないということで、今回はその2分の1は補助をして、残りについては仙寿の里のほうですということになりました。

時間があれば県のほうとの交渉の中でこういった事業も導入していければと考えておりますけれども、今後についてはまたそういったものをひっくるめて、時間のある中でこういった検討をしていきたいと思っております。

今回については、被災者の対応ということで急遽やむを得ずに、今現在の中でもリースで一応賄っているという状況がありますので、ぜひご理解をお願いしたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

やはり、今回は緊急性を考慮したということですので理解をしたいと思っておりますけれども。

それから、その下、10ページの目の11です。地域支え合い推進事業の、これは工事代です、国庫経費ですが。どこに、何をするのか、お伺いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

この地域支え合い推進事業でございますけれども、この事業について、平成23年度で進めた事業の中での追加事業ということ。

実は、集落座談会の中で、介護予防についての取り組みについて、町としてもこういったことをしてほしいという要望がありました。中については、各公民館において高齢者の介護予防事業について、健康づくり事業、サロン事業とかやっておりますけれども、この中で要望が大きかったのが、トイレの設置。トイレの設置さえすれば高齢者の方々が来て対応ができるという形にありました。この要望もありまして、この300万ですけれども、これは県の100%補助事業ということで進めています。地区については、とりあえず東面縄地区、阿三地区、阿権地区の3つの地区の水洗化、約100万ずつということで進めております。

この条件でありますけれども、その介護予防事業について、集落において責任を持ってこの介護予防事業を推進していただける集落のみということでございます。今後について希望する集落があれば、今後ともそういった事業を入れながら介護予防事業に結びつけたいということでもあります。

内示が、今月に入って内示いただきました。それで、一応水洗化をしながら介護予防事業に結びつけて、高騰する医療費について削減、低減化するという方向で今進めております。

トイレの水洗化ということで3地区上げております。

○5番（明石秀雄君）

ぜひ、こういった事業は取り上げて、各地域に還元もしていただきたいと思っております。

それから、その下の民生に、僻地保育所の保育士の賃金が168万減額されておりますけれども、これはどういったことでしょうか。

○町民生活課長（西 吉広君）

お答えいたします。

当初、待機児童の対応ということで人数が対応し切れない場合1名補助ということで予算化してありましたが、現在もう半年も過ぎましてそれもないようですので、今回減額としたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○5番（明石秀雄君）

商工費、11ページ、需用費に修繕費が100万含まれておりますけれども、これは何を修繕するのか。お伺いします。

○企画課長（牧 徳久君）

修繕費についてご説明を申し上げます。

前回の15号から17号までを立て続けに3回の台風が来たわけですが。その中で15号によりまして喜念浜のトイレの屋根部分に明かり窓みたいな三角形のプラスチックがあるわけなんです。この間の台風でこれが壊されたということでこれの修理と、サッシの交換。また、モクマオウの被害が非常にひどくて、砂も30cmぐらい、芝まで上がってきたわけですが、これは企画課のほうで対応しまして。と、雨どいが風で倒れたとかこういったものも、観光施設の台風被害の修繕費でございます。

○5番（明石秀雄君）

土木、11ページです。補修材料費と修繕費が別個になっているんですが、修繕費というのは何に使うのか。材料費と重複はしてないのか。お伺いをします。

○建設課長（中熊俊也君）

修繕っていうのは、住宅のアンテナの修理費と擁壁の修理費であります。

○5番（明石秀雄君）

今、僕は両方が重複してないかを聞いてるんです。

○建設課長（中熊俊也君）

重複はしていません。

○5番（明石秀雄君）

修繕がアンテナの修繕。住宅はアンテナも個人につけてあげているんですか。

○建設課長（中熊俊也君）

供用部のアンテナであります。

○5番（明石秀雄君）

その供用部の使っているところとはどこにありますか。

○建設課長（中熊俊也君）

新しい住宅で、亀戸とかああいう新しいところは供用になっています。

○5番（明石秀雄君）

アンテナの修繕を何カ所かちょっとわからないんだけど、どれほどかかるでしょうか、そういうものに。ちゃんと見積もりをこれ見ているのか。

○建設課長（中熊俊也君）

見積書は、大体50万って見て計上してあります。

○5番（明石秀雄君）

もう金額は50万であっても見積もりなどをとって、これは幾らぐらいかかるんだと、それが何基要るんだというのをちゃんと積算をして予算を出さないと、こういうことを書かれるとそうなるんです。やはり、修繕とかなると、この普通の大工賃金のところでも。何千円で、何人で、何日ぐらいかかるのかというのを、これは必要なんです。その辺の餅でも砂でも持ってきてこっちへ投げるような予算の組み方ではだめだよ。だから、財政のこういう問題が出てくるわけ。ちゃんと精査して出さないと。

繰り返しますが、予算編成にはやはり積算根拠をちゃんと持ってやっていただきたい。

特に、総務課のほうは財政計画を次には必ず出して、それに踏まえた25年度予算編成を強く要望をして、質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

12番、上木でございます。

先ほどからちょっと財政の問題で質疑も、それに関連してこのいろいろと出ているわけですが、

この、財政の、これは7ページの17款に1億2,500万、また国に4,001万1,000円を計上して基金から取り崩して、それで今年になって3億3,460万4,000円を財政調整基金から繰り入れていくということになっているんですけれども。これ、もちろん、これ、今は災害時の件だから、いずれにしてもこれは最低想定もあるわけですが、しかし、こういうことは想定をしておかなければならないことであってあるもんですけれども。

この繰り入れますと、財政当局に聞きますけども、24年度の今年決算を進めていくんですけれども。こういうあれになりますと、先ほどトイレの件も明石議員からありましたけれども、24年度の決算が財政赤字になると。去年が、実際に、実質単年度収支がマイナスの、もう既に去年赤字だったといったことで、来年もまたそれに輪をかけてそういうことになることは考えられないか。

それで、伊仙町で、実質単年度収支が4億ぐらいになったら、事実上財政赤字ということになるのではないですか。その辺のことを財政当局にちょっとお尋ねをいたします。そういうようなことのないように財政運営が、無駄がないのかといったことです、今。

○総務課長補佐（田島輝久君）

現在のところ基金がございますので、基金をしてありますので、財政破綻ということはないと思

います。

○12番（上木 勲君）

財政破綻にはつながってくると。先ほど町長の話もあったんですけど、平成25年、26年、27年と厳しい状況が続いて、とりあえずそういうときの場合で10%から15%の実質単年度収支の赤字になれば、もう財政破綻ということですね、結局は。そういうことで、今の状況ではなっていくことも私はやっぱり考えて、こういう財政運営等をやっていかなければならないと。

それ、結局は、要は、つまるところは、財源をやっぱり何とか捻出しなきゃならないと。

そうしていかないと、このことが積み上がったらもうそういうことが現実問題になってくるわけだから。委員長報告でもそういうことに、今年からはもう厳しい状況で切り込んでいかなきゃならないということを指摘をしておりましたけれども。何もそういうことなしに、どんどん公共工事も進んだらということ。それで、これ財源を生み出す何らの努力もなされていないと。

それで、財政計全化計画をちゃんとつくって、そうして再度実行していかなければ大変ですよということは指摘してるんですけど。町長、その辺のことについてはどうのお考えですか、ちょっとお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

財政健全化に対してましては常に考えております。財政計画に関しましても、早急に作成をして提出したいと思っております。

町が破綻するということは、これは絶対あり得ないことでありますので、そうなったら、これはもう私の責任どころじゃありませんので。常に、町が財政緊縮、内向きのことでいきますと、町の経済というものも伸びてまいりません。ですから、いかにして町の経済発展そしていろんな交流を深めながら、財政の健全化というのをバランスを考えていかなきゃならないと思っております。

現状では、先ほど、今のままだと破綻もあり得るということでしたけれども、私はそれは絶対ないという、してはならないことですので。財政計画の中にも健全化の数値目標というものを明確にして出せば、そういう憂慮、不安も払拭できると思っておりますので、早急に作成をしていきたいと思えます。

○12番（上木 勲君）

そういう厳しい状況でないよということで、ぜひまたそうなるように努力しなくてはならんわけですけども。

それには、ちゃんとそういう、今、いわゆる伊仙町で35億、35億のうちの10%3億5,000万円からあるいは15%まで3億5,000万、それ以上の財政実質単年度収支がずっとそういうことがなっていくと、財政破綻ということ。それは、財政がある意味の法律があるわけですから。そういう、ちょうど今基金も少ないということで、やっぱり、今、私たちがするのが、減量経営あるいは節約、先ほどから話出てるけれども。そうして、もう国や県も厳しい財政状況でもう地方の市町村に応援できるような状況ではないと、ますます厳しい状況が次から次にこれ出てきているという中で、こ

こで、町でも施策や自分たちでこういう財源を生み出す、そういうようなことをしていかなければ、これはもう現実の問題だとして。そういう数値になったら、もうなりたくないとかなりたいということでもなしに自動的にそうなるわけだから。そういうような、それに関連して、財政健全化計画か何かつくって、実際にそういうことで、今年これからでも来年に向けて実行していけるかどうか。そういう考えがあるかないか。というか、それについて質問をして、終わります。

○町長（大久保明君）

上木議員に逆に一つ質問をしたいんですけど。

今、単年度で3億5,000万の赤字を継続するというふうに今申し上げたと思うんですけども。

○12番（上木 勲君）

いえいえ、ですから、そうなったら、もう自然にそういう状況を見ててもなる。

○町長（大久保明君）

ですから、それは単年度で3億5,000万の赤字を出すような予算っていうのは組むこともできないわけですよ。ですから、仮にそういうことになったら、そりゃどこの自治体でも破綻しますし、それはあってはならないことです。年間3億5,000万の決算の赤字になるということはありませんから。ですから、そういう仮定のことで町が徐々に破綻していくという考え方で申し上げてるような気がしますので、それは私は考え直したほうがいいと思います。

○12番（上木 勲君）

それは、そうなったら、要するにそうならならいように努力しなければならない。

今、財政で基金も底をついておる。そうして町が今みたいに財源を生み出す、どんどんこういうふうなことを進んでいって、減量経営で財源を生み出すそういうような努力を町はしなければ、もう実質3億5,000万赤字とかそういうふうになったら、18%以上になったら、お金入るのをもう許可になってます。いうことになってるわけでしょう、法律で。だから、そういうことをわかって今やれば、6億でいいのかな、どんどん今は進めているということになってるわけだから。そこを財政等健全化委員会でもつくって、よく論議をして、そういうことに起きないように、これから私たちも特別努力をしていかなければならないと。そういうことを申しているわけでございます。

○町長（大久保明君）

今、伊仙町の実質公債費比率は郡内でも非常にいい状況なんです。それが突然20%になると、あり得ない話なんです。ですから、そこを、もう一回数字を確認してからいろんな考えていただきたいと思います。

それから、基金がないのは現実ありますので、それは基金を今回1億2,500万ですか、繰り入れますけど、今後は基金を増設していくような財政健全化財政計画というのを立てていくということをお先ほど明快にお答えをしたんです。ですから、答えたわけですから、同じ質問を何回も繰り返されても、同じ答えしかできないということです。

○12番（上木 勲君）

財政の問題は、非常にそれはその場になってから、もう何とかどうにかしようと思ったらこれはできないわけです。それで、もうそういう、今、伊仙町の実際の財政状況が、標準財政規模30億、5億で、もう起債9億6,000万、いわゆる起債を支払いよる。そうして1億あれしてそうずっとやっていったら、もういわゆる今言うなって、結構そういうようなことになってきて、これがずっと続いて、もあるし、やったら財源を生みます。あるいは、もう町が税金を上げるとかあるいは島でそういうことをするのか、あるいは役場で財源を生み出す。もうそれぐらいのことしか考えられないわけでしょう。とにかく、それはどんどん今のように、これで27億なったときには町は厳しい財政状況にあった。しかし、民主党政権になって、約6億を超えるいわゆる臨時財政再生交付税というのを6億の交付税がずっと来たから今何とかこうして状況になってるけれども。

だから、もうとにかく町が自分らで財源を生み出すあるいは節約するというのを、とにかく、もうそれは委員会でもつくって、やるやらんではなしに、実際にやって実行しなければ、そういうような道に進んでいくではないかということをはっきり言ってるわけでございます。

○議長（常 隆之君）

これで、12番、上木勲君の質疑を終了します。

他に質疑はありませんか。

○町長（大久保明君）

我々ずっと現在でもやってるわけです。やってるということをご理解していただきたいと思えます。以上。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○13番（美島盛秀君）

10ページ、民生費の目7、福祉援護費かな、の災害見舞金、30万補正されておりますけれども。

この災害費のお見舞いの額、段階、どういうところにどれだけのお見舞いをするのか。

内訳を説明をお願いいたします。

○町民生活課長（西 吉広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、私のところに名簿があがってるケースが7件でございます。そして、半壊以上は2万円ということで条例化されておりますので、現在、7件ということになります。

以上です。皆さん一律2万円です。

○13番（美島盛秀君）

今回の台風、3回続けて来たわけでありまして、非常に災害が大きいということで。

公共性のあるものにつきましては、2億4,000万強の補正ができて整備あるいは改善ができるわけでありまして。

しかしながら、個人的に全壊をした、半壊をした、あるいは町の住宅関係に住まわれている方々

であっても、家財道具がもう全然使えなくなったというようなこと等もありました。

被害総額は何億という総額が出ているだろうと思いますし、また農作物につきましても、9月議会でも1億2,000万以上の被害があったという報告を受けていますけれども。

やはり、先ほど数字を間違えて30万と言いましたけれども、わずかな30万、町長の言っている住んでみたい町、行ってみたい町、そしてIターン、Uターンを促進して定住促進を図るという意味からすれば、私はこの30万というのは非常に少ない。何か、町が手助けをできるということを講じていかなければ、台風常襲地であるこの徳之島、奄美においては、そういう目的とする政策も、実現、今後できないのではないかなという思いがいたしております。

今後、条例を変えて、そういう災害が認定された人たちにある程度のお見舞金といいましょうか、何か補助金制度を拡充できないか。

それから、それには貸付制度、期限を切って10年なら10年、そして貸し付ける制度を無償でやるというようなことなどは、条例改正でできないのか。伺いたいと思います。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問に関しましては、確かに、家が半壊で2万というのは少ないとは思いますが。

そして、また農家の方々は大変な被害を受けているわけでありますので、今後気候変動によりまして、あのような災害が今まで以上に多くなる可能性がありますので、そういうことを前提にまた真にもてなしの町になるようにするためには、全町民が物心両面にわたって豊かにならなければならぬわけですので、いろんな方法を考えて検討していきたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

私たちの伊仙町、徳之島は農業立町、農業立島であるということは、私は常日ごろから申し上げているところでありますけれども。農作物の多大な被害そしてせっかくつくった牛舎、屋根が全部飛ばされて施設が不十分だと。あるいは若い人たち、後継者がせっかく農業に従事しようというようなときにこういう被害を受けたら、もう来年の収入がないあるいは相当、生活するにも困るような状況に来年はなってくるのではないかなという思いをいたしております。

そういうことで、公共性のあるものについては町の財調から1億2,500万ですか繰り入れをしてやっているんですけども、やはり町長の目指すそういう政策の中に含まれているわけですから。

そういう観点からすれば、ぜひこういうところに配慮しなければ、私たちの伊仙町また3町の今後の人口増あるいは産業の発展にはつながっていかないのではないかなという思いがしてなりません。

そういうことで、来年あたり、今年中で検討をして、ぜひ条例を決めて、そして災害が起きた場合にはそれにある程度の見舞った助成が、補助ができるということをやっていただきたいんですけども。それは、私は可能性があると思います。財調もそういうときこそ使ったら、町民の皆さんも文句言う人もいないだろうし、議会も理解が得られるという思いがしますので、そういうことができるのかどうか。見通しについて伺います。

○総務課長（窪田良治君）

現状として台風が3つも4つもちょっとまとめて来ましたので、そこについて農家の方も大変だと思います。

今ご指摘のとおり、来年度の農業所得も恐らく低く、3分の1ぐらいになると思いますが。

そうした形で、何とか町民の支援ができないかという形で議員のほうからご質問だろうと思いますので、そこについては、町としても回答を、できますという形でなくて、そういう方向で改善ができるように検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、来年の、そういう弱者を手助けができる予算編成あるいは施政方針を示していただきたいと思います。

それから、農林水産業費について先ほど耕地課、建設課のほうからありましたけれども、災害認定7カ所、16カ所、それから耕地課で14カ所ということなんですけども、これはもう審査を受けて認定ができる可能性があって計上されたのかどうか。伺います。

○耕地課長（上木義一君）

先ほども説明しましたが、道路が9件、農地が5カ所、これ11月12日に査定の受検日となっております。それに向けて、今現在、現場、申請の準備をしております。場所としては、県のほうの一緒に同行して確認をして、これは災害で申請をしてもいいということで、14カ所申請をしております。

以上です。

○建設課長（中熊俊也君）

建設課の17号台風の6件とあと15号台風の5件は、15号の査定が11月、来月の1日、そして17号が11月、来月の28日を予定しています。

○13番（美島盛秀君）

来月になって査定ということですがけれども、早急にこの工事が進展するように努力をして、サトウキビの運搬等農作業に障害が出ないようにお願いをしたいと思います。

それから、公共施設の災害について、住宅の被害があったわけなんですけども、この公共施設等については、町として災害保険等などそういうのが掛けられているのかどうか。

また、適用できるのかどうか、伺います。

○総務課長補佐（田島輝久君）

新しい住宅については皆保険掛けておりますが、昭和30年代等のものについては、もう減価償却を過ぎておりますので、当保険の対応にはならないと思います。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

そこで、財調を取り壊してそこを補修すると、基金から繰り入れるということになってると思う

んですけども。もう修理をしても、何カ所か住宅を見ましたけれども、修理をしてもこりゃもうまた修理するだけの価値があるんだかなという、期限が過ぎてるという話だったんですけども。

あそこを早急に更地にして、またそこに民間資金を活用して住宅を建ててするとかいう考えを、町としてやっていける可能性があるのかどうか、伺います。

○町長（大久保明君）

昭和30年代に、40年代に建築した町営住宅はかなり老朽化がしております。今、町内320戸ほどありますけれども。県の基準によりますと、280戸まで減らした場合は新しく住宅計画で新築できるという基準だそうです。これが大きなネックになってるところであります。

そういった中で、去年3月に民間で6棟を建設をいたしました。これは、更地にした場所につくることは可能であります。そうした場合に、撤退する方々をまたどっかへ入れなければならないわけです。そしたら、その方々が新しい民間の建設した住宅に入るとするのは経済的に無理な状況でもありますので。そういった方々を、つくりかえるということは、先ほど申し上げたように、町営住宅をつくりかえるということは、今、県はできない状況です。今後は、9月議会でも申し上げたとおり、あるいはアイデア、知恵を県に提案した形での県営住宅ということ、今いろんな方向で模索しながら考えているということも一つの方法だと思っております。

○13番（美島盛秀君）

住宅の数と申請の段階での問題点もあるようでありますけれども。

それと、住宅の亀戸用地、あそこの屋根を全部飛んでないところ、あそこはあのまま残しておく、つくりかえんと。あれを解体する予定はあるのか。みんな、被災をしてどっかに移転をしている、そういう人たちが何件も。あるいは町の住宅にいた人たちははっきりわかりますけれども、一般の人たち、被災した人たちもそれ相当の被害を受けて移転をした、しなければならないというような状況等もあるわけなんです。そういうところは、ちゃんと把握しているのかどうか。伺います。

○建設課長（中熊俊也君）

亀戸住宅の今屋根が飛ばされてる分は、解体する6棟、16戸のうちに入ってますので解体します。

そして、被災を受けた住宅に住んでる方は、人数はちょっと今資料を持ち合わせてませんが、当面住むところはもう決まっています。今、ちょっと親戚のどこお願いしたり、そういうことでタンやら資材が買いに行ってもない状態で、天城までも走っていったりしてるんですけどもない状態で、それが入り次第、順次修理は行っていったるところであります。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、こういう福祉面こういう面においては手を加えていただいて、そして住民生活に奉仕できる行政であってほしいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決することに決定しました。

これから、議案第58号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、平成24年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第59号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第59号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、平成24年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定します。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 0時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 前 徹 志

伊仙町議会議員 佐 藤 隆 志